

お申込みに際しての意向確認について

お申込みの際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」およびパンフレットに記載の保障内容・保険金額・保険料等をご覧いただき、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

◆本保険のお申込みをいただくお客様のご意向は次のものに相違ないかご確認ください。

- 医療保障…入院時の医療保障
- ◆お客様に特にご確認ください事項
 - 1.保障内容（保険金・給付金等の支払事由）は、ご意向に沿ったものになっていますか。
 - 2.保障金額（保険金額・給付金額）および保険料額は、ご意向に沿ったものになっていますか。
 - 3.保障期間（保険期間）および保険料払込期間は、ご意向に沿ったものになっていますか。
 - 4.配当の有無は、ご意向に沿ったものになっていますか。

個人情報のお取扱いについてあらかじめご契約者・被保険者の方のご同意が必要な事柄を記載しておりますので、ご了承いただいたうえでお申込みください

■個人情報に関するお取扱いについて ーご契約者および被保険者の皆さまへー

当社は、個人情報の取扱い方針として「プライバシーポリシー」を定め、申込書記載事項その他から知り得たお客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。「プライバシーポリシー」の内容は、当社ホームページにてご確認ください。
 アクサ生命ホームページ: <http://www.axa.co.jp/life/nao>、以下の点につきましてあらかじめ同意いただいたうえでお申込みください。

- 1.情報を収集・利用する目的
 当社では、お客さまに関する情報を、次のような目的のために利用いたします。
 - ・保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務
 (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、その利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。
- 2.再保険について
 当社は、お客さまの保険契約について、引受けリスクを適切に分散させるために再保険(再々保険以降の出再を含む。以下「再保険」)を行うことがあります。その場合、再保険の引受け・維持・管理に必要な個人情報を再保険会社に対し提供することがあります。
- 3.団体扱などご契約される場合
 団体取扱(第1種)特約、団体取扱(第2種)特約、事業保険特約、集団扱特約、特別集団扱特約の各特約のいずれかが付加された場合、当社は、それぞれの特約に基づく協約を締結した団体や集団(以下「団体等」)に対して、契約者氏名、被保険者氏名、性別、生年月日、保険料、保険金額などの各協約に基づく事務取扱いのために必要な個人情報を提供します。なお、団体等が各協約に基づく事務取扱いの全部または一部を他に委託する場合は、当該委託先にも提供されます。
- 4.契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について
 当社は、生命保険協会加盟の各保険会社および特定の共済団体とともに、「契約内容登録制度(契約内容照会制度)」・「支払査定時照会制度」に基づき、保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。詳しい内容については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 5.お客さま自身に関する個人情報の開示請求について
 お客さまが、ご自身に関する情報について個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、当社カスタマーサービスセンターへお申し出のうえ当社所定の請求書類等をご提出ください。
 (個人情報に関するお問い合わせ) TEL: 03-5789-1309(受付時間: 9:00~17:00。土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください、ご了承いただいたうえで所定のお手続きをいただきますようお願い申し上げます。

- 申込書の記入について
 申込書・告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)でご記入ください。また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。
- 時効による請求権の消滅
 保険金または給付金などをご請求する権利は、3年間で請求がない場合に消滅します。
- 集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意
 この保険は集団扱でのお取扱いとなりますので、当該集団の所属員(会員、組合員を含む)・構成員以外の方はご契約できません。また、勤務先などの集団から脱退し、当該集団の所属員・構成員でなくなった後、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には他のお支払方法(経路)に変更が必要となりますので、すみやかに当社へご連絡ください。この場合、保険料を個人扱料率・他のお払込方法(経路)に変更してのご契約については別途ご相談ください。
- この保険には、満期保険金・契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱はありません。
- 自動更新制度について
 この保険は、保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がありませんと、ご契約は、更新の限度の範囲内で自動的に更新されます。(保険料は、更新時の年齢・保険料率により新たに計算します。)
- 生命保険募集人の販売資格の確認について
 当社の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載の当社営業店または当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
 カスタマーサービスセンター TEL:03-5789-1310(受付時間:9:00~17:00。土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)

(福祉団体定期保険・新医療保険 引受保険会社) アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3	(お問合せ先)〈新医療保険部分募集代理店〉〈見舞金制度運営〉 財団法人 全国中小企業共済財団 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511(業務部)
→ アクサ生命ホームページ http://www.axa.co.jp/life/	(取扱店) アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7440

疾病入院・災害入院にも対応した幅広い保障

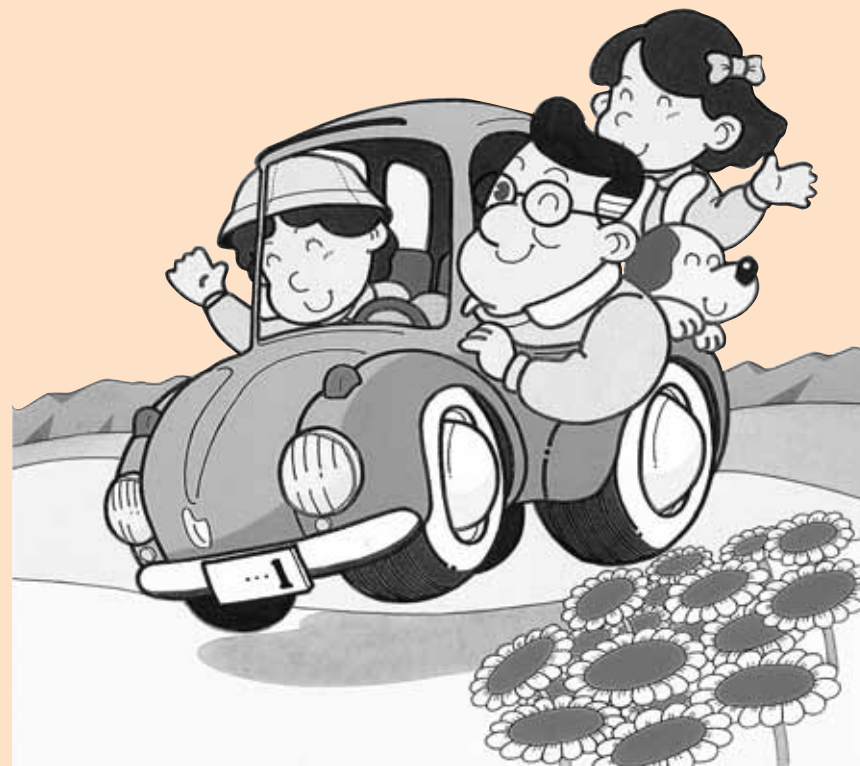
生命共済 [疾病入院 給付つき] 制度

(災害割増特約付福祉団体定期保険+手術給付金不担保特約付新医療保険+見舞金制度)

のご案内

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料・保険期間等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。
 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



取扱窓口



社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17F TEL 03-3404-6141(代) FAX 03-3404-6478
<http://www.jaspa.or.jp>

(団体名・集団名)
 (新医療保険部分募集代理店)(見舞金制度運営)

財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511(代) FAX 03-3239-1978
<http://www.zenkyosai.or.jp>

(引受保険会社)

アクサ生命保険株式会社

☆ **給付内容** 加入者が下記の給付事由に該当した場合、下表の共済金（保険金・給付金）をお支払いいたします。

(Ⅰ～Ⅳ型のいずれかにご加入できます。)

給付事由	名称	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
死亡・高度障害状態となったとき	一般死亡共済金 (死亡保険金・高度障害保険金)	100万円	200万円	300万円	400万円
業務災害で死亡・高度障害状態となったとき	業務災害死亡共済金 (災害保険金＋死亡保険金) (災害高度障害保険金＋高度障害保険金)	250万円	500万円	750万円	1,000万円
交通事故で死亡・高度障害状態となったとき	交通事故死亡共済金 (災害保険金＋死亡保険金) (災害高度障害保険金＋高度障害保険金)	250万円	500万円	750万円	1,000万円
上記の他の災害(一般災害)で死亡・高度障害状態となったとき(所定の感染症を含む)	一般災害死亡共済金 (災害保険金＋死亡保険金) (災害高度障害保険金＋高度障害保険金)	200万円	400万円	600万円	800万円
病気で継続して2日以上入院したとき (1入院60日限度)(初日から給付)	疾病入院共済金 (疾病入院給付金)	1日につき 3,000円			
業務災害・交通事故・一般災害で継続して2日以上入院したとき (1入院60日限度)(初日から給付)	災害入院共済金 (災害入院給付金)	1日につき 3,000円			
業務災害・交通事故・一般災害で延べ5日以上通院したとき (60日限度)(初日から給付)	通院共済金 (通院給付金)	1日につき 1,500円			

お取扱いについて

☆ **加入資格**

日整連加盟の各振興会・商工組合の会員事業所に働く経営者および従業員(経営者の家族で業務に従事する方を含む)のうち、申込日(告知日)現在、正常に就業している保険年齢15歳を超え64歳までの方で加入することに同意し、下記告知事項に該当した方とします。
 ※加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 ・傷病により公休・休暇等で欠勤している方
 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(労働時間の短縮、時間外労働の短縮、労働負荷の制限等)
 保険年齢とは、契約日現在の満年齢の1年未満の端数について、6ヵ月以下のは切り捨て6ヵ月を超えるものは1歳切り上げた契約上の年齢です。
 ※増額する場合も、増額分につき同様の取扱になります。

告知事項

ご契約に際しては、各被保険者に申込書兼告知書の告知事項欄に記入していただきます。

● **生命共済制度(災害割増特約付福祉団体定期保険)**

新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方に限ります。
 下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、「申込書の告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。
【告知事項】

- ① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがありますか。
- ② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血、脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 ・傷病により公休・休暇等で欠勤している方
 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(労働時間の短縮、時間外労働の短縮、労働負荷の制限等)
 ※告知については、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みの方、その意義や重要性をご確認ください。

● **疾病入院給付(手術給付金不担保特約付新医療保険)**

申込書記載の告知項目について「はい」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでください。「はい」の場合、詳細記入欄に該当する内容を必ずご記入ください。

ア) 申込日より過去6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。

イ) 申込日より過去3年以内に病気やけがにより、7日間以上にわたり入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
 ウ) 申込日より過去3年以内に、妊娠・分娩による異常で、入院したり手術を受けたことがありますか。(帝王切開含む)
 告知内容によっては、お申込みどおりに契約をお引受けできない場合があります。なお、当社が求めた告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、主契約や特約が解除されたり、共済金(保険金・給付金)の支払が受けられないことがあります。また、病気または傷害による共済金(保険金・給付金)は、加入日(契約日)以降発病または受傷した場合に限り支払を受けられるものとなります。加入後は4月1日基準日として保険年齢70歳に達した共済(保険)年度末まで継続加入することができます。振興会を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので取扱窓口にて脱退をお申し出ください。
 この制度のご加入に際しては、事業所の有資格者全員のご加入が必要になります。

■ **共済(保険)期間**

共済(保険)期間は1年間

福祉団体定期保険部分の共済(保険)期間は1年間(平成22年4月1日～平成23年3月31日)で毎年更新されます。期間の途中までのご加入の場合には、平成23年3月31日までの保障となり、以後、毎年自動更新となります。新医療保険部分につきましてはご加入日(ご契約日)から1年間となり、毎年自動更新となります。

☆ **受取人**

- 死亡に関わる共済金……加入者の遺族
- 高度障害・入院・通院に関わる共済金……加入者本人

- 死亡に関わる共済金(福祉団体定期保険の死亡保険金・災害保険金と全共済の見舞金制度の一部)の受取人は加入者(被保険者)の遺族とします。遺族とは労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位【配偶者、子、養父母、実父母…の順位】で指定されたものと同順位となります。
- 高度障害・入院・通院(福祉団体定期保険の高度障害保険金・災害高度障害保険金、新医療保険の給付金と全共済の見舞金制度の一部)に関わる共済金(保険金・給付金)の受取人は加入者本人となります。(ただし、請求事由が発生した後に本人が死亡した場合には上記の死亡に関わる共済金と同様に取り扱います。)
- 共済金(保険金・給付金)のご請求に際しては遺族・加入者の了解が必要です。

■ **契約者配当金**

毎年度末に収支を計算し、剰余金が生じた場合は配当金(契約者配当金)を還付します。(福祉団体定期保険＋見舞金制度部分)

- ・本制度から脱退されても、それに伴う払戻金等はありません。
 - ・給付は災害割増特約付福祉団体定期保険、新医療保険および全共済の見舞金制度で構成されています。詳細は「保障の内訳について」をご参照ください。
 - ・上表の「高度障害」はP4の「保険金の名称と支払事由について」の【高度障害について】の状態をいいます。
- (注) 詳しい給付に関する内容はP3～4をご覧ください。

★ **給付金等のお受取りには所定の要件があります。お申込みにあたってはP6～11「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。**

手続方法

■ **加入申込**

新規の申込は加入申込書(6枚複写)に必要事項を記入捺印し、「口座振替申込書」を添えて取扱窓口までご提出ください。

■ **加入日(契約日)・申込締切日**

取扱窓口が定める加入日(3ヵ月ごと年4回各月の1日)の4ヵ月前の20日が締切日となります。

(例) 10月1日加入の場合→申込締切日は6月20日
 各窓口団体ごとにより異なりますので詳しくは下記をご参照ください。

■ **掛金(保険料)の払込**

初回掛金は加入日の前月22日に指定した金融機関の口座から振替となります。(2回目以降は3ヵ月ごと年4回の振替となります。)

初回掛金(保険料)が所定の方法により払い込まれない場合には申込取消となります。また、加入後の掛金(保険料)が所定の方法により払い込まれない場合には最終払込期末日で脱退となります。

■ **脱退の届出**

本制度を脱退するときは、取扱窓口へ届け出てください。

■ **共済金の請求**

共済金(保険金・給付金等)の請求事由が発生したときは速やかに取扱窓口へ届け出てください。

申込締切日と加入日(契約日・効力発生日)について

窓口団体ごとに締切日と加入日(契約日・効力発生日)は異なります。

窓口団体	締切日 →	加入日 (契約日・効力発生日)
札幌、函館、帯広、旭川、福島、岩手、青森、山形、秋田、東京、神奈川、茨城、岐阜、富山、京都、兵庫、奈良、広島、島根、岡山、佐賀、熊本、大島	9月20日 →	1月1日
	12月20日 →	4月1日
	3月20日 →	7月1日
	6月20日 →	10月1日
北見、宮城、新潟、群馬、栃木、山梨、愛知、福井、大阪、滋賀、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、大分、鹿児島	10月20日 →	2月1日
	1月20日 →	5月1日
	4月20日 →	8月1日
	7月20日 →	11月1日
室蘭、釧路、長野、埼玉、千葉、静岡、三重、石川、大阪、香川、高知、宮崎、沖縄	11月20日 →	3月1日
	2月20日 →	6月1日
	5月20日 →	9月1日
	8月20日 →	12月1日

詳しくは窓口団体ご担当者にご確認ください。

保障の内訳について

当該制度は生命保険である「災害割増特約付福祉団体定期保険」・「新医療保険」と全共済と日整連が提携し実施する「見舞金制度」で構成されています。その保障の内訳は以下の通りとなっています。「見舞金制度」の運営は全共済の見舞金制度規約に基づいての取り扱いとなります。

共済金名称	生命保険での名称	福祉団体定期保険				新医療保険 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	見舞金制度			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
一般死亡共済金	死亡保険金・高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	—	—	—	—	
業務災害死亡共済金	災害保険金 ＋死亡保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	—	50万円	100万円	150万円	200万円
交通事故死亡共済金	災害高度障害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	—	50万円	100万円	150万円	200万円
一般災害死亡共済金	災害高度障害保険金 ＋高度障害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	—	—	—	—	
疾病入院共済金	疾病入院給付金					入院給付金日額 3,000円	—			
災害入院共済金	災害入院給付金					入院給付金日額 3,000円	—			
通院共済金	—					—	日額 1,500円			
祝金	—					—	加入年数により異なります。窓口団体にお問合せください。			

掛金（保険料）表

平成22年4月現在

月額掛金（保険料）（概算）

（単位:円）

年 齢 （保険年齢）	Ⅰ 型		Ⅱ 型		Ⅲ 型		Ⅳ 型	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
15歳～19歳	1,006	985	1,676	1,655	2,346	2,325	3,016	2,995
20歳～24歳	1,006	985	1,676	1,655	2,346	2,325	3,016	2,995
25歳～29歳	1,006	1,084	1,676	1,754	2,346	2,424	3,016	3,094
30歳～34歳	1,075	1,177	1,745	1,847	2,415	2,517	3,085	3,187
35歳～39歳	1,162	1,195	1,832	1,865	2,502	2,535	3,172	3,205
40歳～44歳	1,189	1,216	1,859	1,886	2,529	2,556	3,199	3,226
45歳～49歳	1,243	1,237	1,913	1,907	2,583	2,577	3,253	3,247
50歳～54歳	1,312	1,327	1,982	1,997	2,652	2,667	3,322	3,337
55歳～59歳	1,654	1,405	2,324	2,075	2,994	2,745	3,664	3,415
60歳～64歳	2,200	1,636	2,870	2,306	3,540	2,976	4,210	3,646
65歳～69歳	2,590	2,050	3,260	2,720	3,930	3,390	4,600	4,060
70歳	3,547	2,617	4,217	3,287	4,887	3,957	5,557	4,627

※太枠内は継続加入者に適用されている掛金（保険料）です。太枠内の年齢の方は新規でのご加入はできません。
上記月額掛金（保険料）表は福祉団体定期保険部分と新医療保険部分（10,000人以上50,000人未満料率）および見舞金制度の制度運営費の合計です。
この掛金（保険料）のうち福祉団体定期保険部分については、現時点での契約内容（加入人員、加入保険金額、加入者の年齢構成）にもとづいて算出されたものです。

加入締切後、改めて正規掛金（保険料）計算を行い、掛金（保険料）に変更があった場合は精算させていただきます。

この制度から脱退されても解約返戻金等はありません。

※保険年齢とは、契約日現在の満年齢の1年未満の端数について、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月を超えるものは1歳切り上げた契約上の年齢です。

※掛金（保険料）は毎年の加入応当日・契約応当日の年齢により、決定します。

■掛金（保険料）負担者

会員（事業主）負担となります。

■掛金（保険料）の内訳

コース	Ⅰ 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	Ⅳ 型
①福祉団体定期保険	655円	1,295円	1,935円	2,575円
②見舞金制度	75円	105円	135円	165円
③合計（①+②）	730円	1,400円	2,070円	2,740円
新医療保険	上記月額から上記「③合計」の金額を差引いた金額（集団扱）			

当該制度は生命保険である「災害割増特約付福祉団体定期保険」・「新医療保険」と全共済が実施する「見舞金制度」によって構成されています。その掛金（保険料）の内訳は上記のとおりとなっております。

■税法上の取扱

●法人が役員、従業員を加入者としての掛金（保険料）を負担した場合は、全額損金に算入できます。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

●個人事業主が従業員を加入者として掛金（保険料）を負担した場合は、必要経費に算入できます。（直審3-8）（所基通36-31の2）
（平成21年11月における税制にもとづきます。）

※なお、将来新たな通達等が発出された場合には異なった取扱となる場合があります。経理処理については各所管の税務署にご確認ください。

保険金の名称と支払事由について

【福祉団体定期保険部分について】

◆災害保険金

保険期間中に発生した不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に亡くなられたときおよび所定の感染症で亡くなられたときにお支払いいたします。

◆災害高度障害保険金

保険期間中に発生した不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に高度障害状態になられたときおよび所定の感染症で高度障害状態になられたときにお支払いいたします。なお、この「災害高度障害保険金」が支払われた場合には、この保険契約のその加入者（被保険者）に対する部分は高度障害状態になられたときに消滅したものととして取り扱いします。

◆死亡保険金

保険期間中に亡くなられたときにお支払いいたします。

◆高度障害保険金

保険期間中に高度障害状態になられたときにお支払いいたします。なお、この「高度障害保険金」が支払われた場合には、この保険契約のその加入者（被保険者）に対する部分は高度障害状態になられたときに消滅したものととして取り扱いします。

【高度障害について】

①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【共済金（保険金）が支払われない主な場合】

加入者（被保険者）が下記の事項に該当した場合は給付の対象となりません。

◆死亡・高度障害保険金

①加入者（被保険者）が加入日から1年以内に自殺したとき
②掛金負担者（保険契約者・保険金受取人）の故意によるとき
③被保険者の故意により高度障害となったとき
④戦争、その他の変乱によるとき
⑤加入の際、掛金（保険料）負担者または加入者（被保険者）が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき

◆災害・災害高度障害保険金

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、災害保険金についてののみ）
③被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

注）上記は増額の際にも適用されます。増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

※詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その被保険者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

【共済金（保険金）・見舞金制度について】

◆業務災害死亡共済金と交通事故死亡共済金とは重複して支払いません。

◆業務災害死亡共済金は業務従事中の急激かつ偶然な外来な事故による場合に支払われ、出退勤中の事故は含みません。

◆交通事故とは ①鉄道事故 ②自動車交通事故 ③自動車以外の交通機関事故 ④その他の道路交通機関事故 ⑤水上交通機関事故 ⑥航空機事故
⑦道路交通中における建造物の倒壊、落下物、ガケ崩れ、土砂崩れ をいいます。

【見舞金制度部分について】

◆通院給付金

被保険者が所定の不慮の事故を原因として、その事故の日から180日以内に延5日以上通院したときに通院給付金日額×通院日数分をお支払いいたします。ただし、その事故の日から起算して180日までの通院とします。（1通院60日分限度）

【新医療保険部分について】

◆疾病入院給付金

被保険者が疾病を原因として、2日以上継続して入院したときに入院給付金日額×入院日数分をお支払いいたします。（1入院60日分限度／通算1,095日分限度）

◆災害入院給付金

被保険者が所定の不慮の事故を原因として、その事故の日から180日以内に2日以上継続して入院したときに入院給付金日額×入院日数分をお支払いいたします。（1入院60日分限度／通算1,095日分限度）

新医療保険の主契約は疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金からなっておりますが、当該生命共済制度にセットされている新医療保険は手術給付金不担保特約を付保しており、保険料をその分安くしております。したがって、手術の保障はありません。

●各給付金のお支払いは責任開始日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を直接の原因とした場合に限りま。

●各給付金は日本国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設においての入院についてお支払いします。

●不慮の事故で180日経過後に開始した入院は疾病入院とみなします。

●災害入院給付金と疾病入金給付金は重複してお支払いいたしません。（災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金は支払いません。）

■申込書の記入について

申込書・告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でご記入ください。

また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

保険金または給付金などをご請求いただく権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

この保険は集団扱でのお取扱いとなりますので、当該集団の所属員（会員、組合員を含む）・構成員以外の方はご契約できません。

■この保険には、満期保険金・契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱はありません。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

当社の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載の当社営業店または当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

カスタマーサービスセンター TEL:03-5789-1310（受付時間:9:00～17:00。土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）

※お申込に際しては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

■自動更新について

- 保険期間の満了の日の2ヵ月前までにご契約者が更新しない旨のお申し出をなさない限り、ご契約は被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新されます。
- 更新のお取扱いは更新したご契約が終了する日の翌日の被保険者の保険年齢が70歳以内のご契約に限りです。
- ご契約を更新する場合には、各給付金の支払限度は更新前後を通算します。
- 更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。
- 自動更新期間（保険年齢70歳まで）における入院給付金の通算支払限度について入院給付金は病気・不慮の事故とも各々1,095日分となります。

■その他

- この保険は契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険は仕組の上で満期保険金・配当金がありません。
- この保険は集団扱の保険です。したがってお申込みできるのは集団の所属員の方に限りです。
- この保険は保険料払込免除のお取扱いはありません。
- この保険はご契約を途中で解約しますと、払いもどし金は全くないかあってもごくわずかです。

■制度の運営方法

【制度の運営方法】
 本制度は、日整連・日整連加盟の各振興会・商工組合（以下、団体）と全共済が提携して実施しておりますが、その運営方法は下記の通りです。ご加入の際には、パンフレットの記載事項の内容（特に☆印事項）をご確認ください。また、ご加入の共済金（保険金・給付金）額は加入申込書記載の金額です。全共済加盟団体の総意にもとづき、全共済が引受生命保険会社と福祉団体定期保険（災害保障特約付）契約を締結します。全共済は引受保険会社と新医療保険集団扱協約を締結します。日整連は全共済と見舞金制度に関する協約を締結します。本制度では加入者（被保険者）を団体加盟の会員事業所の役員・従業員、掛金負担者および新医療保険契約者を団体加盟の会員（事業主）とし、見舞金制度は団体加盟の会員（事業主）を共済契約者として扱います。共済（保険）期間は1年で運営されます。

【制度にご加入・ご継続できない場合について】

本制度は福祉団体定期保険と新医療保険の契約に全共済が実施する見舞金制度をセットして運営するものです。いずれか一方の保険の加入資格がなかったり、加入資格を失ったり、消滅・解除・失効された場合には本制度へのご加入・ご継続はできません。

【福祉団体定期保険・見舞金制度の個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたっては、団体・全共済は加入対象者（被保険者・共済加入者）およびその雇用主の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等。以下、「個人情報」）を取扱い、全共済が保険契約を締結している引受生命保険会社へ提出いたします。団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を当該制度の事務手続きおよびその他共済制度（団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む）に関連・付随する業務のために利用し、また、全共済は団体および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社および全共済は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・共済金・見舞金・給付金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体・全共済および再保険会社上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。団体定期保険部分の引受生命保険会社は、今後、複数の保険会社で引受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。この個人情報取扱いに関するご案内に關しまして同意いただけない場合は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。なお、全共済ならびに引受生命保険会社は個人情報の取扱い方針等について、インターネットホームページ等で公表しています。

死亡・高度障害共済金請求書類

共済金給付の請求に際しては下記の必要書類をご提出ください。

（1）一般死亡請求

- ※ 共済金請求書
- ※ 死亡証明書
- ・ 除籍謄本
- ・ 印鑑証明書
- ・ 戸籍謄本

（2）災害死亡請求【一般・交通事故・業務災害】

- ※ 共済金請求書
- ※ 死亡証明書
- ・ 除籍謄本
- ・ 印鑑証明書
- ※ 事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・ 事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- ・ 労災保険支払決定通知書（写）または※業務災害死亡被災証明書（労災事故の場合）

（3）高度障害請求

- ※ 共済金請求書
- ※ 障害診断書
- ・ 戸籍謄本
- ・ 印鑑証明書
- ※ 事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・ 事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- ・ 労災保険支払決定通知書（写）または※業務災害死亡被災証明書（労災事故の場合のみ）

（注）※印は所定の用紙をご使用ください。

入・通院共済金請求書類

共済金給付の請求に際しては下記の必要書類をご提出ください。

（1）疾病入院請求

- ※ 共済金請求書（受取人の印鑑は認印可）
- （入院期間が17日以上の場合）
- ※ 診断書
- （入院期間が16日以下の場合）
- ※ 〔入院状況報告書兼医療照会同意書〕および〔医療機関発行の領収証（写）〕

（2）災害入院請求

- ※ 共済金請求書（受取人の印鑑は認印可）
- ※ 事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・ 事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- （入院期間が17日以上の場合）
- ※ 診断書
- （入院期間が16日以下の場合）
- ※ 〔入院状況報告書兼医療照会同意書〕および〔医療機関発行の領収証（写）〕

（3）災害通院請求

- ※ 共済金請求書（受取人の印鑑は認印可）
- ※ 事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・ 事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- （通院期間が34日以上の場合）
- ※ 診断書
- （通院期間が33日以下の場合）
- ※ 〔通院状況報告書兼医療照会同意書〕および〔医療機関発行の領収証（写）〕

（注）※印は所定の用紙をご使用ください。

重要事項説明書〈契約概要／注意喚起情報〉 福祉団体定期保険

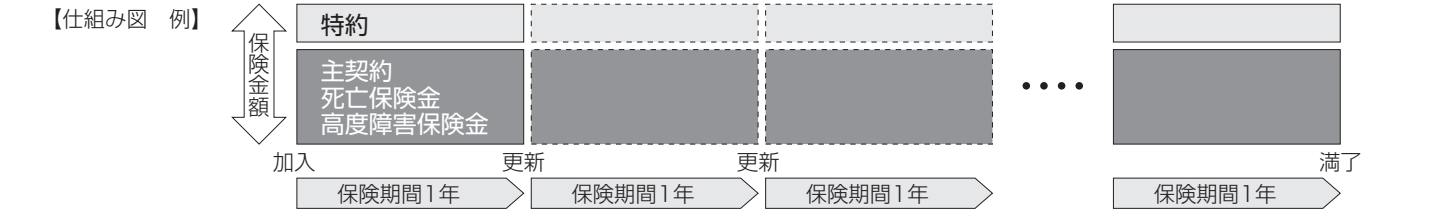
【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
 本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険の契約内容について特にご確認いただきたい事項〈契約概要〉と、お申込みの際に特にご注意いただきたい事項〈注意喚起情報〉を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただけますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については併せてP1～5をご覧ください。ご不明な点等は所属団体またはアクサ生命に照会してください。

〈契約概要〉

※各団体の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料の取扱、満了年齢などが異なります。詳細は必ずP1～P5を参照してください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡等の保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



- 保険期間 保険期間は各団体毎に取り決めた更新日から1年間です。更新日に特段のお申出がない場合には、自動更新となり各契約にて取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。

- 主な保険金等の支払事由 死亡保険金………保険期間中に被保険者が死亡されたとき。
 高度障害保険金…保険期間中に被保険者が加入（増額）日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき。
 ※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金のお支払いはいたしません。

- 加入資格 加入資格は各団体毎に取り決めています。詳細はP1を参照してください。
 ※退職・退会等により加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。

- 保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって各団体毎に算出します。お支払方法・経路等も各団体毎に取り決めていますので詳細はP2を参照してください。

- 配当金について この商品は毎年の更新後に各団体毎に前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に配当金をお支払いします。

- 返戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】
 この保険契約の引受会社はP11に記載してあります。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受生命保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受会社および引受割合は変更することがあります。
 ＊共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいいます。
 アクサ生命保険株式会社（本社） 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)
 ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

【当制度に関する相談・苦情窓口について】
 当制度に関するお手続きやご相談は、所属団体へお問い合わせいただくか、P11記載の保険会社営業店へご連絡ください。当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間:9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）へご連絡ください。
 【生命保険相談所について】
 （社）生命保険協会「生命保険相談所」では電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>
 また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知の義務について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払を受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払できないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなる場合があります。）
- 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日（告知日）現在、〈ご本人〉の場合は、正常に就業している方、〈配偶者・お子様〉の場合は、正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入（保険金額変更）申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上以上の入院をしたことがありますか。
過去1年以内の健康状態	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。
	別表	

別表

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血、脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■保険金などをお支払できない場合について

次のような場合には保険金などをお支払できない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- 効力発生日から1年以内の被保険者の自殺
- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為により保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や保険金などの不法取得目的があつて保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■責任開始期（効力発生日）について

加入申込日（告知日）と責任開始期（効力発生日）については各団体ごとに取り決めてています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料の払込がなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険料の払い込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただけます。保険料の払込がなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■返戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「本重要事項説明書」、「パンフレット」、当社ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。

お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに団体の担当窓口または当社の営業店にご連絡ください。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

【引受会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

重要事項説明書〈契約概要〉

新医療保険

この「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みされる保障内容がお客さまご自身のご意向に沿ったものであることをご確認・ご了解のうえお申込みいただけますようお願いいたします。

<契約概要>

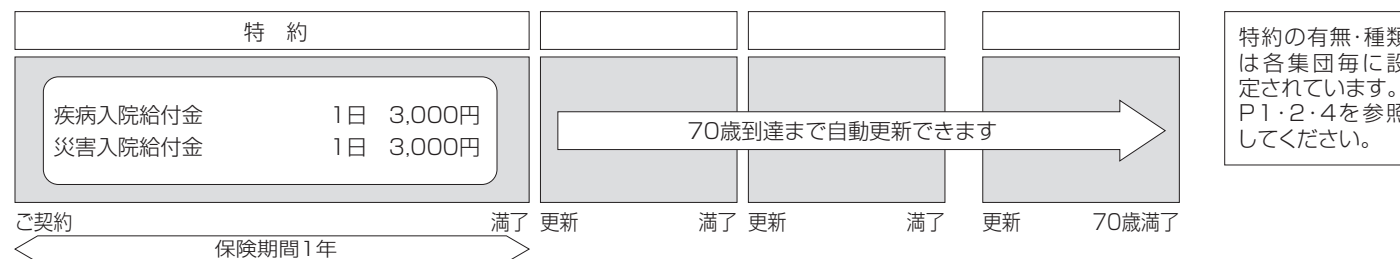
この「重要事項説明書〈契約概要〉」は、ご契約の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みいただけますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、集団扱の場合、各集団毎に商品セット内容・保険料払込方法を設定しておりますので、必ずP1～5の該当箇所を参照し、取扱の詳細を確認してください。

■商品の仕組

保険商品の名称 新医療保険

特徴 病気やケガによる入院を保障する商品です。自動更新により70歳まで継続することができます。

仕組図 【入院給付金日額3,000円の場合】



■保険期間

保険期間は1年間です。保険期間満了後は自動更新により最長70歳まで継続できます。

■主なお支払事由とお支払限度

名称	お支払事由	お支払額	お支払限度（※）
疾病入院給付金	疾病により継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日 通算1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60日 通算1,095日

手術給付金不担保特約が付加されているため手術給付金はありません。

●契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金のお支払いはいたしません。

■お引受条件

主契約の入院給付金日額は3,000円とします。

■保険料について

ご契約時の年齢・性別による保険料を適用します。

保険料払込期間は保険期間と同一です。

保険料は集団扱月払とし、集団を通じて所定の方法により払い込んでいただけます。詳細はP2・3を参照してください。集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

任意に付加できる特約はありません。

■自動更新について

- 保険期間の満了日の2ヵ月前までにご契約者が更新しない旨の申し出をなさらない限り、ご契約は被保険者の健康状態に関係なく70歳まで自動的に更新されます。
- 更新のお取扱いは更新した契約が終了する日の翌日の被保険者の年齢が70歳以内の契約に限ります。
- ご契約を更新される場合には、各給付金のお支払限度は更新前後を通算します。
- 更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率により計算いたします。

■契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

詳細については『注意喚起情報』の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

■保険料の払込免除について

この保険には、保険料の払込免除のお取扱いはありません。

〈注意喚起情報〉

<ul style="list-style-type: none">この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。「保険金・給付金などが支払われない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。
--

■クーリング・オフ制度について

クーリング・オフ制度とは、お申込者またはご契約者が、ご契約のお申込日、または第1回保険料充当金額収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができるとの制度です。
ただし、新医療保険は、保険期間1年の保険契約であるため、この制度は適用されません。

■告知について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出し合っており、相互に保障しあう制度であり、初めから健康状態の良くない方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、生命保険ご契約者間の公平な契約引受の判断を目的として重要な事項をご記入いただくため告知書があります。もしも告知書に事実をご記入にならなかったり、ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金や給付金などの支払を受けられないことがあります。なお、お申込の内容や今回告知いただきました内容によっては、補足告知書・健康診断書・医師の診断書などを追加で頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 当社の生命保険募集人などへ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者様ご自身が告知書に記入することにより（医師扱の場合は診査医に口頭にて）告知をしてください。告知受領権は生命保険会社（会社所定の書面「告知書」）および生命保険会社が指定した医師が有しています。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者様の健康状態に応じたお引受を行っております。傷病歴がある場合でも、その内容やお申込みされる保険種類によってはお引受することがあります。（お引受できないことや「特別保険料の付加」「保険金の削減支払」「特定疾病不払法」「特定部位不払法」などの契約条件・特別条件をつけてお引受けすることがあります。）
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金などのご請求および保険料の払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●それぞれの告知項目について下表の留意事項をお読みのうえ、「いいえ」または「はい」いずれか該当する方に必ず○で囲んでください。「はい」の場合、詳細記入欄に該当する内容を必ずご記入ください。
※告知項目は集団ごと使用する申込書タイプによって異なります。

最近の健康状態	告知書に記載の告知事項	申込日より過去6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。
	留意事項	●「最近6ヵ月以内に、医師の診察・治療・投薬を受けたこと」、「その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたこと」のいずれか1つでも該当の場合は「はい」と告知してください。 ●治療には食事療法、運動療法を含みます。 ●診察結果が病気やけがでなくても、医師に受診した事実がある場合は、上欄の告知事項に該当します。
過去3年以内の健康状態	告知書に記載の告知事項	申込日より過去3年以内に、病気やけがにより、7日間以上にわたり入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか。
	留意事項	●「7日間以上にわたり」とは、期間内に通算して7日以上入院があることをいいます。 ●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・体外衝撃波療法（ESWL）なども該当します。また、日帰りで手術を受けた場合も上欄の告知事項に該当します。
女性の場合	告知書に記載の告知事項	申込日より過去3年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で入院したり手術を受けたことがありますか。（帝王切開を含む）
	留意事項	●妊娠・分娩に伴う異常とは、切迫早産、切迫流産、妊娠中毒症、早産、流産、死産、胎状奇胎、子宮外妊娠、帝王切開などをいいます。

- 告知いただく内容について、故意または重大な過失によって、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする払いもどし金があればご契約者にお支払いします。
- ※なお、上記の「告知義務違反」によってご契約または特約を解除する場合以外にも、例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による契約の取消しを理由として、当社は保険金・給付金などのお支払ができないことがあります。この場合、責任開始の日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

●告知に関するお問合せは右のお問合せ先までお申出ください。 アクサ生命保険株式会社契約部新契約グループ TEL03-6737-6730

■保障の責任開始期・契約日について

お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、当社にご契約上の責任を負います。集団扱の場合、契約日は原則責任開始期の属する月の翌月1日となりますが、各集団により異なります。生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■保険金・給付金などのお支払いについて

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「保険金等のご請求手続とお支払いについて」「保険金等のお支払いについてお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」、当社ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。
お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに当社の営業店または当社カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金・年金のお支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

■保険金・給付金などが支払われない場合について

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ※なお、約款に特に定めがない限り、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ご契約に特別条件が適用されている場合でも同様です。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - 保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 - 保険金・給付金などの免責事由に該当した場合（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- お払込みの猶予期間は、月払契約…払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- 前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）と、失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

この保険は途中で解約された場合、払いもどし金はありません。

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■新たな保険契約への乗り換えについて

- ～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～
現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。また、詐欺などによる契約の取消しの規定についても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
- 新たなお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

ご契約に関するお手続き・相談・苦情窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、パンフレット記載の当社営業店へご連絡ください。
 - ご契約に関する苦情につきましては、当社の営業店または当社お客様相談室（TEL：0120-030-775 受付時間：9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）へご連絡ください。
 - （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/）
- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。